

日銀業第404号  
2019年5月29日

取 扱 機 関  
取りまとめ参加者 御中  
中途換金取りまとめ参加者

日 本 銀 行

「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行に提出する「事務連絡部署届」の書式を「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」第1号書式に共通化することとし、これに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2019年6月1日から実施することとしましたので、通知します。

（見直し内容）

日本銀行に提出する「事務連絡部署届」について、これまで日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」の「日銀ネット関連」の「日本銀行（業務局・金融市場局・支店業務課）との諸取引にかかる提出書類」に書式を掲載していましたが、これを改め、日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」の「日銀ネット関連」の「諸規程・マニュアル類」の「利用細則」に掲載している「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」から直接取得していただくこととしました。

以 上

「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」中一部改正

- 9. (2) を横線のとおり改める。

(2) 「事務連絡部署届」の提出

参加者取扱機関等または中途換金取りまとめ参加者となった場合には、「事務連絡部署届」<sup>(注)</sup>を個人向け国債取扱店に提出して下さい。その後、担当部署または連絡先が変更となった場合にも、その都度、同届を個人向け国債取扱店に提出して下さい。

(注) 「事務連絡部署届」の書式は、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(共通事務)」(日本銀行ホームページ(「業務上の事務連絡」=「日本銀行(業務局・支店業務課)との諸取引にかかる提出書類」)に掲載しています。)「日銀ネット関連」-「諸規程・マニュアル類」-「利用細則」)に掲載しています。) 第1号書式を使用して下さい。